

危機の時代における新しい犯罪学・創生
“つまずき” からの “立ち直り” を支援する新たな学融領域

石塚 伸一

**The Genesis of New Criminology in the Coming Crisis: A Trans-disciplinary
Field for Supporting Desistance from Crime and Delinquency**

Shinichi Ishizuka

21 世紀を迎えた現在、すべての学術には組織的な共同研究・教育の拠点が要請されている。龍谷大学には、建学の精神を具現化し、その歴史と伝統を継承する「犯罪や非行をおこなった人たちの社会復帰を支援する」という本学ならではの事業がある。現在、伝統的犯罪学は危機に瀕しており、新しい時代の犯罪現象に対応することのできる新しいパラダイムが求められている。

本稿では、上記のような問題状況を踏まえて、人に優しい犯罪学を「新時代の犯罪学」として創生することを提案する。この構想が実現すれば、極東の日本、国際都市・京都に東アジアの犯罪学拠点が形成され、アジア発の犯罪学情報を世界に発信することになる。

本稿は、わたしたちの「夢」、龍谷・犯罪学の未来予想図である。

Key Words: criminology, academic freedom, paradigm shift, corrections and rehabilitation, addiction

はじめに

龍谷大学には、犯罪学・刑事政策に関連する 3 つのセンターがある。おそらく、これほどの資源を犯罪や非行をおこなった人たちの回復支援に投入してきた研究・教育機関は、日本には存在しないであろう。世界的に見ても、類例のない龍谷大学独自の事業である。

本稿は、本学の歴史と伝統を踏まえた矯正・保護の教学の未来予想図を描き、その夢の実現の可能性を検討することを目的としている。

1. 学問の自由と情報公開訴訟～学究の孤独～

1.1 大学院での研究生生活

わたしたちの時代の院生生活は、孤独との闘いだった。大学院には4人の刑事法担当教員がいたが、院生は自らの指導教授以外とはできるだけ交流を持たないような雰囲気が漂っていた。指導教授を同じくする院生は、「同門」とか、「門下」と呼ばれる小集団を作っていた。一部の院生たちは隠れるような勉強会を開いていた。他大学の研究者との付き合いはタブー（禁忌）。兎にも角にも、独りで学問に励むことが院生の本分であると教えられた。

博士後期課程に進むと、自由という名のレッセフェール（放任）状態になる。オイルショックの後遺症もあって、大学院は人で溢れていた。門下と学閥の壁は厚く、指導教授の覚えがめでたくないと非常勤講師も紹介してもらえない。派手に動かず、やりたいことも抑える先輩たちがいた。それでも、わたしたちは、授業準備のための自主ゼミ、その後の酒盛りと議論が楽しみであった。仲間の紹介で、ある研究会¹に参加し、学外の先生や院生と知り合うようになり、学閥を超えた議論が楽しくなり始めた頃、在籍年限が満了し、「博士後期課程退学」の称号をいただくことになった。

おきまりのオーバー・ドクター生活が始まり、塾講師のアルバイトなどで生活の糧を得ながら、非常勤講師を紹介してもらい、なんとか奨学金の返還が猶予された。研究テーマは「受刑者の法的地位」。刑務所という狭い世界の人権問題であったから、議論の相手は少なかった。ところが、そんな折、「監獄法改正」が俎上に載り、大学横断的に刑事立法に関する研究会が立ち上がった。²初めての本格的「共同研究」であった。この研究会は、学界のみならず、実務家からも注目される存在となり、刑務所改革問題に一石を投ずることになる。³

1.2 北九州での事件との出会い

1987年10月に北九州大学（現北九州市立大学）の公募があり、運よく採用され、大学教員としての研究・教育活動が始まった。ゼミ生との裁判傍聴を活用した調査の過程⁴で、ある殺人事件と出会う。

¹ 研究会の成果の一つが刑法理論研究会編（1983）『現代刑法学原論（総論）』三省堂である。「まえがき」に研究会発足の経緯が述べられている。

² 刑事立法研究会は1987年に発足した。その最初の業績は、刑事立法研究会編（1988）『監獄の現在』（日本評論社・法学セミナー増刊・第41号）である。拙稿「監獄の近代化と被拘禁者の人権：刑事施設法案の前提理解としての『行刑の民主化』をめぐって」（160-167頁）も掲載していただいた。

³ この研究会メンバーが中心になって、文部科学省科学研究補助金基盤研究（B）「変動する社会における刑罰の実態分析とその改革のマスタープラン」（代表：村井敏邦／後藤昭，1998～2001年度）を申請し、見事に採択された。その成果の一部は、刑事立法研究会編（2003）『21世紀の刑事施設——グローバル・スタンダードと市民参加（龍谷大学矯正・保護研究センター書第1巻）』（日本評論社，年）で発表した。

⁴ 学生との脚を使った共同研究授は、わたし自身の研究姿勢に沿うものだった。学説の羅列と最高裁判決の解説を「判例研究」呼ぶことに強い疑問をもっていた。末広厳太郎は、「判例の研究と判例法」（同（1952）『末広厳太郎著作集Ⅰ・法学入門』日本評論社，123-141頁所収）の中で、従来の判例研究は「名は判例研究であるけれども、実は裁判の説明に使われている学説の批評にすぎない」。「具体的事件において事実を精密に観察したうえで法律判断の何たるかを考えてみることで初めて『判官の活きた心の動き』を発見することができる、そこをねらって研究するのが本当の判例研究である」（125～126頁）と述べている。

予想もしなかった展開があり、⁵ 紆余曲折を経て、1993年10月27日、福岡地方裁判所小倉支部（以下「地裁小倉支部」という。）は「現行刑罰制度の下において、当裁判所は、被告人に対し極刑をもって臨むほかはない」として死刑の判決を言渡した。弁護人は控訴したが、数週間後、被告人自ら控訴を取下げ死刑が確定した。⁶ 1995年3月、福岡地方検察庁小倉支部（以下「地検小倉支部」という。）にこの事件の刑事確定訴訟記録の閲覧を申し出たところ、事務官が「死刑判決については閲覧できないことになっています」と答えた。そんなことは法律には書いていない。同年4月14日、正式に閲覧申請すると、同年5月16日付で閲覧不許可の通知があった。そこで、6月28日付で地裁小倉支部に準抗告を申立てた。⁷

地裁小倉支部は、1996年3月28日、不許可処分を取消し、「申立人に対して本件の確定記録を閲覧させなければならない」と決定した。検察官は最高裁に特別抗告を申立てたが（同年4月2日付）、同年9月25日、最高裁判所第一小法廷は、検察官の特別抗告を棄却する決定を言渡した。⁸

1.3 記録閲覧訴訟と学問の自由

この裁判の過程で、検察庁は組織ぐるみで学問の自由を侵害する行為に出た。検察官が提出した「釈明書」（1995年12月14日付）には驚くようなことが記載されていた。

北九州大学で開催された九州法学会に検察関係者が潜入し、情報収集活動によって得たレジュメや口頭報告を引用し、「申立人が死刑廃止論者である」とか、「報告者は学術研究ではなくジャーナリスト的な関心で記録を閲覧している」とか、根も葉もない主張を展開していた。⁹ このような、あからさまな学問の自由に対する侵害は許容できない。その旨を九州法学会（会長・三島淑臣〔当時〕）と地裁小倉支部（裁判長・濱崎裕）に報告した。¹⁰

大学の研究者が検察庁を訴えているなどと報道されると、周りの人たちは、なんとなく目を逸らし、距離をとるようになる。仲の良い先生が駆け寄ってきて小声で「応戦してますよ」などと言ってくれるが、世間の目は冷たい。闘いとは、所詮孤独なものだと腹を括った。そんなとき本当に心強いのは、

⁵ 第3回公判冒頭、被告人が発言を求め、「殺人は自分がやったのではない」「被害者の住居に侵入したときにすでに被害者は死んでいた」と言ったのである。ところが、第4回公判では再度供述を翻し、「あなたがいつまでも殺っていないと言っていると、わたしたちに危害が及ぶおそれがあるという手紙を前妻からもらい、本当のことを言う気になった」と言って、殺人の実を認めた。

⁶ 詳しくは、拙稿「ある死刑判決との出会い」（拙著（1996）『刑事政策のパラダイム転換—市民の、市民による、市民のための刑事政策』現代人文社）89～102頁所収参照。

⁷ 詳しくは、拙稿「刑事確定訴訟記録の閲覧と学問の自由」（上掲書）103～148頁所収参照。

⁸ 最決一小平成8年9月25日、裁判集刑事268号173頁。なお、福岡地裁小倉支部決定については、福岡地裁小倉支部決定平成8年3月28日LEX/DB25462919も参照。

⁹ 「刑事訴訟記録閲覧者の心得」には、「記録閲覧により知り得た内容を閲覧申請書に記載した『閲覧の目的』以外に使用しません。また、知り得た内容を公表する際に関係者の氏名を伏せる等その名誉の保護に特段の配慮をします」との誓約事項が記載されている。もちろん、研究報告は、「学術目的」であり、プライバシーへの配慮も怠っていない。

¹⁰ なお、学会における報告は「城野医療刑務所看護師長暴行（特別公務員暴行致死）事件について——精神医療の権威と行刑の密行主義の『はざま』で」と題する報告であり、医療刑務所において職員が受刑者の腹部を蹴り上げ、翌日当該受刑者が死亡した事実を医師である刑務所長が隠蔽し、職員がこれを告発したことが契機となり、処分がなされたという事件の刑事確定記録に基づくものであった。詳しくは、拙稿「医療刑務所における看護師の暴行事件」前掲註6拙著『パラダイム展開』149～159頁参照。

学部と同僚や研究会の仲間たちの応援、そして、龍谷大学の研究会であった。¹¹

1.4 研究者とコミュニティ

1998年4月、招聘を受けて龍谷大学法学部に赴任した。わたくしは、上記のような体験を研究の方法に還元し、それを実践の中で展開できないか、と思うようになった。1996年の著書で犯罪学の方法論について、「犯罪と刑罰という社会現象に人が対峙（たいじ）するとき、人の側の存在が明らかになると同時に、対象と主体の共通の位相の存在が明らかになる。そのとき初めて『犯罪』を理解できるのではないか」。「刑事法学は、『犯罪』の認識論から『犯罪と刑罰』の存在論へと重点を移し始めている」¹²と書いていた。つぎの課題は、研究者コミュニティの間で、どのように位相を共有するかであった。

T・S・クーン（Thomas Samuel Kuhn）は「科学革命」についてつぎのように書いている。「特定の科学者集団が一定期間、一定の過去の科学的業績を受け入れ、それを基礎として進行させる研究」¹³を「通常科学（normal science）」と呼び、その科学者コミュニティに「問い方や答え方のモデル」を与える科学的業績を「パラダイム（paradigm）」と呼んでいる。パラダイムは、コペルニクスの地動説やアインシュタインの相対性論のように「古くからの科学の理論を否定して、それと両立しない新しいもの」変わることがある。これが「科学革命」である。¹⁴

科学者コミュニティが成立するためには、問題と解答の仕方を共有する研究者の集団の存在が必要条件である。果たして、いまの刑事法学でパラダイムが共有されているのか。問いは、現状批判に向かっていった。

1.5 共同研究の時代

K・R・ポパー（Karl Raimund Popper）は、ナチス・ドイツによって学問の自由が蹂躪された1930年代に科学を志した。彼らの世代は、「科学の客観性」が「寄るべき唯一のよすが」であったため、「科学を理想化」する傾向がある。これに対して、第2次大戦で動員を体験し、学者が原爆を作った後に科学者になったクーンの世代は、科学をもっと冷静かつ批判的に見ている。大戦後の相対的にリベラルな政治状況の中で、いくつかのパラダイムが拮抗し、選択が可能なアカデミズム市場が形成されると、伝統的アカデミズムに参加するか否かは、各人の自由意思で決められるようになった。その結果、

¹¹ 龍谷大学社会科学研究所共同研究「刑事確定訴訟記録法と知る権利」（代表：福島至，1996～1998年度）。その成果が、福島至編（1999）『コンメンタール刑事確定訴訟記録法〔龍谷大学社会科学研究所叢書第36巻〕』（現代人文社）である。

¹² 拙稿「刑事法学のパラダイム」（前掲註6拙著）11～37頁〔35頁〕。

¹³ トーマス・クーン〔中山茂〕（1971）『科学革命の構造』（みすず書房）12頁。

¹⁴ 上掲書7頁。

科学者は、自らの依って立つパラダイムの選択に責任を負うべきものとされたのである。¹⁵

しかし、20 世紀末葉の巨大な産業科学が支配する時代においては、「パラダイムはアカデミズム科学の個人研究における各人の自由な選択による認知的な位相よりも、本来目標なき烏合の衆として狩り集められた人材をまとめ集団を維持する組織的な、つまり集団に共通する何かという社会学的位相」のものとなっており、目標は集団外の議員や行政府や企業の役員、株主総会を説得するにたるほど判りやすく、また実用的・目先的でなければならない（山中茂）¹⁶。もはや、かつてのように、研究者にパラダイムの選択の余地はない。それでもなお、パラダイムの選択は、「研究者の決断に委ねられている」と言えるのであろうか。

わたしは、「実用化の結果は科学者の責任ではない」とする無答責論にも、「科学者は立場決断すべきだ」という決断主義にも与しない。いずれの立場も、科学を技術化（テクネー）することで、抜け道のない隘路（袋小路）に入り込んでしまっている。犯罪学に即して言えば、「研究者が『犯罪と刑罰』の現実と真摯に対峙するという共通の基盤に立てば、国家と市民の存在構造は自ずとあきらかになるはずであり、研究者の対象への関与は、傍観者的ではあり得ない。犯罪と刑罰の認識論から脱皮して、存在論へと向かうとは、そのような創作（アート）の場として『学』を再構成することを意味する。『学問する』という所為をより発見的・創造的なものにする¹⁷」が犯罪学の研究と教育を活性化する最良の方法だと考えている。

2. 共同研究の実践～研究者は孤立してはならない～

2.1 伝統からの出発

龍谷大学は、1639 年創設の西本願寺「学寮」にはじまる 380 年余の歴史をもつ。「浄土真宗の精神」を建学の理念とし、伝統を継承しつつも、時代の新たな要請に応じて進取を尊ぶ学風を創り上げてきた。浄土真宗本願寺派は、第二次大戦前は刑事施設の公務員であった教誨師を派遣し、受刑者の更生に寄与してきた。戦後も、民間のボランティアである教誨師、篤志面接委員、保護司などを通じて、犯罪や非行をおこなった人たちの社会復帰を支援してきた。このような歴史と伝統を踏まえ、1977 年、建学の精神を具現化する事業として、特別研修講座「矯正課程」を開設し、その後、更生保護にも活動領域を拡げ、「矯正・保護課程」として、毎年、のべ 2000 人以上に矯正と更生保護に関する知見を

¹⁵ 山中茂（1996）「パラダイム論の展開」（同編著『パラダイム再考〔新装版〕』ミネルヴァ書房）2～21 頁所収。日本の法学でも、法社会学や犯罪社会学を志向する研究者には「自然科学的客観性・価値中立性への憧憬を看取することができる。また、正統派と自認する法律学者には、ポパーや碧海純一への傾倒の残滓を見ることができる。

¹⁶ 上掲論文、19～21 頁参照。

¹⁷ 拙稿（2002）「刑事政策のパラダイム転換—市民の、市民による、市民のための刑事政策—」（『刑法雑誌』第 40 巻 3 号）299～314 頁〔312 頁〕。市民的活動と刑事政策の連関を新しい時代の市民像との関係でまとめ成果が、石塚伸一編著（2003）『現代「市民法」論と新しい市民運動—21 世紀の「市民像」を求めて〔龍谷大学社会科学研究所叢書第 53 巻〕』（現代人文社）であった。

学習する機会を提供している。¹⁸

2.2 矯正・保護総合センター

1992年、科学技術会議は、「新世紀に向けてとるべき科学技術の総合的基本方策」を答申し、遠山敦子文部科学大臣は、「大学（国立大学）構造改革の方針」、いわゆる「遠山プラン」を発表した。¹⁹ 1995年には学術審議会が「卓越した研究拠点の形成」の具体化策を公表し、「COE形成基礎研究費」（日本学術振興会）や「戦略的研究拠点育成（SCOE）」（科学技術振興調整費）、「21世紀COE」のような大プロジェクトの公募が始まった。

私立大学については、「私立大学学術研究高度化推進事業」（2007年度まで）の募集が始まった。²⁰ 事業には、①ハイテク・リサーチ・センター整備事業（1996年）、②学術フロンティア推進事業（1997年）、③社会連携研究推進事業（2005年）および④オープン・リサーチ・センター整備事業（2001年）の4種類の事業の募集が始まった。

矯正・保護課程は、教育課程と並行して、研究活動や出版事業（『矯正講座』1978年以来23巻を発行）を実施していたので、研究部門を拡充して、矯正・保護研究センターを立ち上げ、「学術フロンティア推進拠点」として応募することになった。拠点形成事業の目的は、優れた研究実績を上げ、将来の研究発展が期待される卓越した研究組織を選定し、内外の研究機関との共同研究に必要な研究施設、研究装置・設備の整備に対し、重点的かつ総合的支援を行うとされていた。²¹

2002年、第1回目の応募で矯正・保護研究センターは、「アカデミック・フロンティア・センター（AFC）」に採択された。²² 第三者による外部評価では、東日本の法務省法務総合研究所と並ぶ「西日本における刑事政策研究の拠点」と評価され、事業は3年間延長となった。

この間に拠点形成は成功し、施設や設備も整備されて内外の研究者のネットワークが構築された。そこで、研究・教育活動を持続的に展開していくため、研究センターの恒常化が喫緊の課題となった。学内の調整を経て、2010年、これまでの成果を継承し、研究・教育・社会貢献を一体として展開する

¹⁸ 詳しくは、赤池一将＝石塚伸一編著（2011）『矯正施設における宗教意識・活動に関する研究—その現在と歴史〔龍谷大学社会科学研究所叢書第91巻〕』（日本評論社）および赤池一将＝石塚伸一編著（2017）『宗教教誨の現在と未来—矯正・保護と宗教意識〔龍谷大学社会科学研究所叢書第117巻〕』（本願寺出版）参照。

¹⁹ 2001年6月、遠山敦子文部科学大臣（当時）が経済財政諮問会議に提出した「大学（国立大学）構造改革の方針」を「遠山プラン」と呼んでいる。国立大学の再編統合と法人化、民間の経営手法の導入と第三者評価による競争原理の導入、世界最高水準の大学づくり「トップ30」構想などを柱としていた。その後、文部科学省は、世界最高水準の大学づくり（競争原理の導入、大学発の新産業創出など）、人材大国の創造（ロースクール等、プロフェッショナル・スクールの拡充など）および都市・地域の再生（大学を核とする自治体主導の知的センターの展開など）を柱とする「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」を策定していった。

²⁰ 詳細は、文部科学省の下記のサイトを参照。なお、2008年度からは「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に変更された。https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/004.htm（2021年1月15日参照）

²¹ 詳細は、文部科学省の下記のサイトを参照。なお、2008年度からは「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に変更された。

²² テーマは、「21世紀・新『矯正・保護』プロジェクト（New"CorrectionsandRehabilitation"Projectin21.century:NCRP21）」であった。翌年COEに応募したが、AFCの成果が未だ明らかになっていないことから、その成果を見てからあらためて応募することが妥当として、不採択になった。

組織として「矯正・保護総合センター」に改組し、全学的事業を展開することになった。外部評価では「建学の精神に基づく『共生』の理念を具現化する龍谷大学ならではの取り組み」と評価されている。

2.3 犯罪学研究センター

2016年、文部科学省は、私立大学を対象に、研究のブランディング化というこれまでにない事業²³の公募を始めた。そこで、新たに犯罪学研究センターを立ち上げ、「新時代の犯罪学創生プロジェクト～犯罪をめぐる『知』の融合とその体系化～」をテーマとして応募したところ、採択された。「犯罪予防と対人支援の視点から、犯罪をめぐる多様な『知』を融合する新たな犯罪学を体系化するとともに、これを基礎に犯罪現象をめぐる政策群を科学的に再編し、時代の要請に応える担い手を育成する教学システムの将来を展望する」ことを目指して、多様な事業を展開することになった。

この事業は、研究のブランディング化という挑戦的事业であったが、2018年度に文部科学省は一方的に方針を転換し、2019年度で助成事業は終結した。しかし、本学は、当初の計画通り、2020年度末まで事業を実施することを決定した。ところが、新型コロナウイルス流行のため、龍谷コンgres、アジア犯罪学会、最終報告会などの一連のイベントや学外の組織との協定事業などを実施することができなくなったので、本事業を1年間延長することになった。

2.4 ATA-net 研究センター

このような学術の動向と踵を接するように、2010年代に入ると新学術領域研究（研究領域提案型）「法と人間科学」（代表・仲真紀子、2011～2015年度）が始まり、「法と人間科学」をめぐる新たな共同研究体制が形成されていった。わたしたちも、このプロジェクトに「犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究」（代表・石塚伸一）で参加し、犯罪や非行の分野における新たな学術の展開を意識するようになった。²⁴

2015年度には、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）・社会技術研究センター（RISTEX）戦略的創造研究推進事業「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」領域「多様化する嗜癖・嗜虐行動からの回復を支援するネットワークの構築」を目的とする研究開発事業「アディクション・トランス・アドヴォカシー・ネットワーク（ATA-net）」（代表・石塚伸一、2016年10月～2019年9月）を受託し、2019年度からは、その成果の社会実装を目的とする定着支援事業（2020・21年度）を受託した。そこで、2019年、龍谷大学にATA-net研究センターを立ち上げ、協働事業を開始した。²⁵

次章では、上述のように着実に発展してきたように思われる龍谷大学の矯正・保護や犯罪学に関する

²³ 詳しくは、下記の文部科学省のサイトを参照。 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/1379674.htm（2021年1月15日参照）

²⁴ 研究プロジェクト終了後、基盤研究（B）「治療的司法論の理論的展望と日本の展開：当事者主義司法の脱構築に関する学融的研究」（代表・指宿信、2014～2016年度）が始まり、成城大学には治療的司法研究センターが開設された。これらの研究成果を踏まえ、基盤研究（B）「危険社会における終身拘禁者の社会復帰についての総合的研究：無期受刑者処遇の社会化」（代表・石塚伸一、2017～2020年度）では、長期受刑者問題についての共同研究を進めている。

²⁵ 詳しくは、ATA-net の下記のサイトを参照。 <https://ata-net.jp/>（2021年1月15日参照）

る事業として、いま、何が必要なのかを考えてみることにする。

3 犯罪学の現状と課題～減少する犯罪に昂まる不安～

3.1 伝統的犯罪学の創始と伝来

犯罪学は、19世紀後半、イタリアの医師C・ロンブローゾ（Cesare Lombroso）によって創始された。彼は刑務所の受刑者や軍隊の規則違反者の特徴を観察し、「犯罪人」とは人類の進化から取り残された「先祖返り（Atavismo）」であり、生まれながらに犯罪人になることが決定された「生来性犯罪人（非文明人）」であると考えた。20世紀への転換期に台頭したドイツの犯罪社会学派F・フォン・リスト（Franz von Liszt）は、犯罪の原因は、劣悪な環境の中で生まれ育ったことにあるとする環境決定論に立ち、犯罪者には教育や労働の作法を身につけさせれば、社会の一員に改善できると考えた。彼らは、素質と環境のどちらを重視するかの違いはあったが、犯罪人を文明化の欠損と考える点で共通していた。

日本における犯罪学の嚆矢は、明治時代後半、医学（犯罪生物学）と法学（刑事学）の領域における西欧の犯罪学・刑事学の紹介であった。帝国大学の医学部では犯罪学が講じられ、法科では刑法学の補助科学として「刑事学」という名称で講じられた。昭和初期、高等文官試験司法科の試験科目に「刑事政策」が導入されたことから、多くの法律専門学校（現在の私立大学法学部）では、刑事政策という講義科目が開設された。

3.2 戦後の犯罪学の展開

第2次世界大戦後、アメリカの犯罪社会学や犯罪心理学が紹介され、大学の法学、社会学、心理学などの学部・学科に「犯罪」の名称を冠する科目が開設された。すでに1970年代、刑事学（犯罪学・刑事政策学）は法現象に関する経験科学として「最も進んだ分野」であり、実践面では、「刑事政策、行刑、非行少年の処遇など、科学的方法による犯罪対策に大きな寄与」をしており、「インターディシプリナリーな総合化と国際的な協力（が進んでいる）」（碧海純一²⁶）と評価されていた。

学会については、日本国内では日本刑法学会（約1500名）には刑法、刑事訴訟法と並んで刑事政策の研究者グループが存在する。日本犯罪学会（約350名）、日本犯罪心理学会（約800名）、日本犯罪社会学会（約500名）、日本社会病理学会（約200名）、日本司法福祉学会（約350名）、更生保護学会（約750名）、法と心理学会（約400名）などが活発に活動している。犯罪や刑事政策を対象とする研究所²⁷としては、科学警察研究所と各都道府県警の科学捜査研究所、法務省法務総合研究所などの国公立の研究所がある。

²⁶ 碧海純一（1973）「現代法学の体系」（『岩波講座現代法15・現代法学の方法』岩波書店）340～341頁。

²⁷ 詳細については、下記のサイトを参照。http://acs2020.org/（2021年1月15日参照）

国際的にも、アメリカ犯罪学会（American Society of Criminology: ASC）、ヨーロッパ犯罪学会（European Society of Criminology : EuroCrim）、アジア犯罪学会（Asian Criminological Society: SCS）、国際犯罪学会（International Society of Criminology: InterCrim）などを通じて国際的な学術交流が行われている。²⁸

3.3 犯罪学の危機

現在、日本の多くの総合大学には、犯罪を冠する授業科目（犯罪学、犯罪社会学、犯罪心理学など）が開設され、法学部や法務研究科では刑事学、刑事政策、少年法などの授業科目が開講されている。医学部には法医学が、法務省矯正研修所にも矯正関係の科目が講じられている。大学院においても、犯罪学関連の研究者が在籍している大学では後継者の養成が行われてきた。しかし、個人の努力に依存した学問には限界がある。国際的にも、中国、韓国、台湾などの東アジア諸国の目覚ましい躍進の陰に隠れ、日本の犯罪学は出遅れている。

退潮の原因は、日本には、①大学に犯罪学研究の拠点が存在しないこと、そして、②犯罪学・刑事政策に特化した教学主体（学部・大学院）が存在しないことにある。とりわけ、法律学の領域においては、法科大学院という法曹養成に特化した大学院制度（法科大学院）が導入されたことから、大学院進学者が激減し、犯罪学・刑事政策学は存続の危機に瀕している。しかし、現実には、③犯罪学へのニーズは増大しており、その要請も多様化している。ところが、伝統的犯罪学は、多様化したニーズには対応できていない。これまで犯罪学は、刑事司法システム（捜査・訴追・裁判・執行）を研究と実践の場としてきたが、もはや、システムに引きこもって待っているだけでは存続は危うい。

刑罰の目的は、行為者への応報（retribution）、犯罪の抑止（deterrence）・予防（prevention）、犯罪者の無害化（incapacitation）および社会復帰（rehabilitation）であり、刑事司法は、刑罰法規の制定によって一般市民の犯罪を抑止・予防し（一般予防 general prevention）、顕在化した、あるいは潜在的な犯罪者や非行少年の再犯を予防すること（特別予防 special/individual prevention）によって、犯罪を防遏することを主たる目標としてきた。その前提には、前述のロンブローゾの犯罪観に見られるような、犯罪人は「非文明人」であり、国は刑罰を科すことによって、彼らを威嚇し、教育して「文明人」に改造するというパラダイムがある。この基本構想は、20世紀の最後の10年に犯罪認知件数と刑務所人口の急増という現象をもたらし、アメリカや西欧諸国のほとんどが刑務所の過剰収容問題を抱えることになった。ところが、21世紀に入ると、認知件数と刑務所人口が徐々に減り始め、統計上、犯罪や犯罪者は、大幅に減少している。しかし、犯罪や非行が減っているにもかかわらず、人びとの犯罪問題をめぐる不安は、むしろ昂まっている。

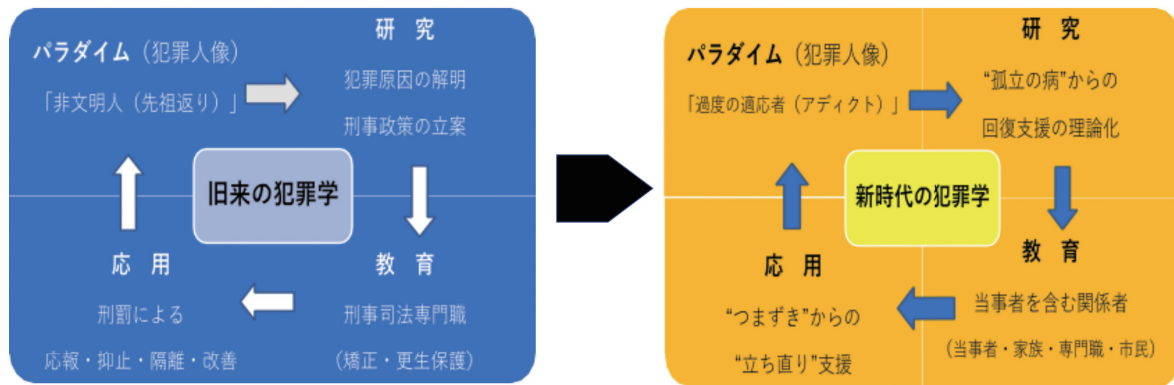
²⁸ 龍谷大学では、2021年6月にアジア犯罪学会第12回年次大会を開催の予定である。http://acs2020.org/（2021年1月15日参照）

4 新時代の犯罪学

4.1 犯罪人のパラダイム

たしかに、犯罪や非行という形態で現象する旧来型犯罪——犯罪学ではこれを“街路犯罪（street-crime）”と呼ぶ、——は、統計上、減少している²⁹。しかし、犯罪や非行の前兆的逸脱行為、例えば、薬物乱用、家庭内暴力（DV）や児童虐待、性問題行動、窃盗症・クレプトマニア、行き過ぎたギャンブルやゲーム、“ひきこもり”，摂食障害や自傷行為，携帯電話・SNS への依存などに見られる“孤立の病”は増えている。わたしたちは、これらの逸脱を包括して「アディクション（嗜癖・嗜虐行動）」と呼び、社会の変化に対する「過度の適応（excessive adaption）」と捉えている。

【犯罪学のパラダイム転換】



4.2 “つまずき”からの回復

新時代の犯罪学は、これら多様な逸脱的現象を“つまずき（deviance）”と考える。現代社会における“つまずき”の原因は、人間の“孤立”にある。また、多様な“つまずき”への対応は、問題群ごと、地域ごとに“孤立”しがちである。このような対応の孤立がアディクト（addict）の回復を妨げていることも否定できない。わたしたちは、孤立を克服し、当事者の主体性の回復を“立ち直り（desistance）”と呼ぶ。立ち直りは、当事者の個人的努力だけではなく、家族や周囲の人たち、コミュニティーの構成員や公的機関の職員、さらには専門家や研究者が、共に取り組まなければ実現できない。

近年、“つまずき”への対策は、中央政府（国）だけでなく、地方政府（自治体）の課題として共有されつつある。2016年に制定された『再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）』（平成28年法律104号）は、国に再犯防止に関する調査研究、自治体に再犯防止等推進計画の策定を義務付

²⁹ 刑法犯認知件数は、2019年を2000年と比べると刑法犯の認知件数は748,559件で2000年の30.6%、検挙件数は294,206件で51.0%、検挙人員は192,607人で62.2%まで減少している。法務総合研究所編（2020）『令和2年度版犯罪白書』第1編第1章第1節「主な統計データ」参照。http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/mokuji.html（2021年1月15日参照）

けており、新しい犯罪学に対するニーズは確実に増大している。³⁰

犯罪や非行に関する知見は、その前兆や周辺にある多様な逸脱行動を感知することによって、保育や子育て、教育や福祉において、その効果を発揮する。犯罪学的知見の予防機能は、意識的であるか、無意識であるかを問わず、わたしたちの日常的活動の中で作用している。“つまずき”からの回復支援という領域設定は、このような問題意識を反省的に具現化したものである。伝統的犯罪学の犯罪原因や刑罰政策に関する研究によって得られた知見は、これまで、主に再犯の予防に利用されてきた。しかし、刑事司法システムだけによる犯罪予防には限界がある。

4.3 危機克服の処方箋

このような犯罪学の危機を克服するための処方箋は、まず、①犯罪者とは、非文明人ではなく「過剰適応者 (excessive adapter)」であり、犯罪の原因は、素質や環境ではなく、孤立や孤独であり、回復の手段は、再犯防止のための威嚇や改善ではなく、犯罪や非行の前段階をも含んだ“つまずき”からの“立ち直り”の支援である、という新たなパラダイムの共有である (新たなパラダイムの創造)。②研究者コミュニティは、警察・検察・裁判・矯正・更生保護の刑事司法システムに携わる職業人や刑事法研究者だけでなく、逸脱行為の当事者、医療や心理、教育や福祉、自治体やNPO、街づくりや生活環境整備にかかわる人びとを含む、多様なアディクションに関心を持つ市民たちによって構成される (犯罪学コミュニティの再編)。さらには、③「通常科学」発展の「研究→教育→応用」サイクルを構築するためには、犯罪学研究・教育の拠点を形成し、研究の成果を発信する必要がある。このような通常科学発展のサイクルを構築するためには、犯罪学に特化した研究機関と教学主体 (学部・大学院) の設置が必要である (教学主体の設置)³¹

³⁰ 同法第4条1項は、「国は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、第2項では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」として積極的施策を義務付けている。また、第20条では「国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする」として、情報の共有、施策の検証、調査研究の推進を求めている。

³¹ 拙稿「創生・新時代の犯罪学—“つまずき”からの“立ち直り”を支援する新たな犯罪学の創生に向けて」(石塚伸一編著(2020年)『新時代の犯罪学: 共生の時代における合理的刑事政策を求めて』日本評論社) 185～189頁所収〔189頁〕。

新時代の犯罪学・刑事政策の射程



5 日本発の犯罪学の可能性

～龍谷・犯罪学のポテンシャル～

5.1 学融性と市民性

伝統的犯罪学は、多様な学問的視点から犯罪現象を分析検討するという学際性を高く評価されてきた。しかし、新時代の犯罪学は、多様な学問領域の出身者が、アディクションという特殊現代的現象に共に取り組むという意味での学融性を持たなければならない。また、実践においても、研究者を刑事司法関係者に限定することなく、当事者や家族、近隣住民や行政担当者、NPO 職員や市民運動家などを含む多様なコミュニティを構成するアクターとする点で市民性がなければならない。

5.2 国際性と独創性

世界に目を転ずれば、これまで、犯罪学は、西ヨーロッパ（イタリア、フランス、ドイツなど）で創始され、アメリカに渡って飛躍的に発展し（シカゴ学派）、アジアの諸国はこれに追従してきた。近年の東アジア・オセアニア地域の若手研究者の活躍は目覚ましく、欧米の研究者に伍して研究成果を発表し、研究者としてのポジションを獲得している人たちもいる。日本の犯罪学が、一步も、二歩も遅れていることは否定し難い。その原因の一つは、人口比の犯罪認知件数や刑務所人口が世界でも最も少ないグループに属することから、低い統計数値や「安全神話」に安住し、科学的検証を怠り、エビデンスを集めてこなかったこと、そして、データが少ないことを口実に実証的・理論的研究を軽視してきたことにある。もし、日本の「安全神話」に理論的・実践的エビデンスがあれば、安全の原因を解明した犯罪学は、その新規性・独創性において世界の犯罪学・刑事政策をリードする可能性すらある。

5.3 国際都市・京都の発信力

極東に位置する日本にアジアの犯罪学の拠点が形成されれば、北米やオセアニア地域との学術交流の発展の契機となる。アジアの人材を日本経由で世界の犯罪学研究・教育の拠点へ派遣することも可能となる。これまでの欧米追従から脱皮し、アジア発の独創的・創造的な犯罪学理論を構築することも期待できる。

龍谷大学は、国際都市京都に在る。国際的な研究拠点の形成という観点から見れば、きわめて有利な立地条件に恵まれている。京都は、「大学の街」でもある。大学コンソーシアムなど、大学間の連携・協力についても実績がある。研究・教育の拠点としての立地条件は最高である。

5.4 Criminology の知名度

欧米の大学では、犯罪学（criminology）あるいは刑事司法システム（Criminal Justice System）という名称の学部・学科は決して珍しいものではない。大学院レベルでも「犯罪学修士（Master of Criminology）」の学位が警察や矯正施設の幹部の条件とされているところも少なくない。「犯罪学博士（Ph.D./Doctor of Criminology）」の学位取得者が大学で教鞭をとっている姿もよく目にする。ところが、日本で犯罪学に関連する教学主体（学科・学部・研究科）を設置しようとすると、常に指摘されるのが、志願者の確保、就職や進路、そして犯罪という言葉にまつわる暗いイメージである。このような指摘を受ける原因は「クリミノロジー」という学問分野の知名度が低いことにある。デメリットはメリットにもなりうる。日本で初めての「犯罪学部」「犯罪学研究科」が設置されれば、その時点で Faculty of Criminology あるいは School of Criminology は国際ブランドになる可能性を持っている。

5.5 ICT 犯罪学教育の展開

2020 年 1 月、日本犯罪学会は「講座・犯罪学」（15 コマ）の集中講座を龍谷大学で開催した。60 人の定員は数週間で満員となり、多くの希望者を断らなければならなかった。ニーズは確実にある。しかし、現状では、犯罪学全体を俯瞰するような確立した授業シラバスもカリキュラムもない。担当者が思い通りの授業をやっているだけで、授業モデルや教科書も存在しない。犯罪学研究センターでは、龍谷・犯罪学カリキュラムの構築と英語による授業の開発を進めている。

2019 年 2 月 1 日に発表された文部科学省「高等教育・研究革命にイニシアティブ（柴山イニシアティブ）³²」では、遠隔教育の推進と先端技術の導入が目標に掲げられ、情報通信技術（ICT）教育の充実が強調されている。今回の新型コロナウイルスの流行によって、日本の遠隔教育の環境整備の遅れと脆弱性が明らかになった。犯罪学研究センターでは、ICT を利用した研究や学習のプログラムを試行的に実験してきた。英語による授業も実施している。グローバル・ワイドのクリミノロジーは、その実証性や汎用性においても ICT の活用に適している。

³² https://www.mext.go.jp/a_menu/other/1413322.htm（2021 年 1 月 15 日参照）

6 龍谷大学の犯罪学ポテンシャル

6.1 建学の精神と特別研修講座「矯正課程」(1977 年以来) ～矯正・保護の教育力～

すでに述べたように浄土真宗本願寺派は、明治以来、教誨師を監獄に派遣し、受刑者の更生に寄与してきた。現在も、社会部が中心となって、民間のボランティアである教誨師・保護司等の協力を得て、犯罪や非行をおこなった人たちの社会復帰を支援している。³³「浄土真宗の精神」を建学の精神とする龍谷大学は、その歴史と伝統を踏まえ、1977 年、建学の精神を具現化する事業として、特別研修講座「矯正課程」を開設した。その後、更生保護にもウイングを拡げ、「矯正・保護課程」に発展し、開設以来の受講者はのべ3万人に達している。龍谷大学の矯正と更生保護に関する教育力は、日本国内のみならず、諸外国と比べても、他に比肩すべきものがない。

6.2 私立大学学術研究高度化推進事業(2002～2009 年度) ～矯正・保護の研究力～

2002 年、矯正・保護研究センターが高度化推進事業「アカデミック・フロンティア・センター(AFC)」(代表・村井敏邦)に採択された。最終評価では「西日本における刑事政策研究の拠点」との評価を得た。2010 年には拠点形成事業を継承し、研究・教育・社会貢献を一体として展開する矯正・保護総合センターに改称し、大学評価では「建学の精神に基づく『共生』の理念を具現化する龍谷大学ならではの取り組み」との評価を得た。

高度化推進事業の8年間は、龍谷大学の矯正と更生保護に関する研究力を確実に向上させ、現在の矯正・保護総合センターの安定した運営基盤を確立させ、新たな発展の可能性を与えた。

6.3 科学研究費助成事業・新学術領域研究(研究領域提案型)(2011～2015 年度)

司法制度改革の流れの中で刑事司法や法教育への関心が高まる中、人間行動への理解・解明が求められ、そのニーズに応える形で新学術領域(研究領域提案型)「法と人間科学」(代表・仲真紀子)が採択された。龍谷大学研究チームも「犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究」(代表・石塚伸一)をテーマにこれに参加した。その結果、新たに「法と心理学会」が発足し、第1回の設立大会は龍谷大学で開催された。最終評価では「研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの成果があった」と評価された。

この5年間の共同研究によって、龍谷チームの研究能力は多様化し、犯罪者・非行少年処遇に人間科学的知見を導入する契機となった。犯罪学研究センターの研究ユニットにも、精神医学や臨床心理学、保育や司法福祉、法科学や治療的司法、法情報・法教育に関する研究チームがある。

³³ 詳しくは、浄土真宗本願寺派社会部の下記のサイトを参照。 <https://social.hongwanji.or.jp/> (2021 年 1 月 15 日参照)

6.4 JST/RISTEX 戦略的創造研究推進事業（2016～19年/2020・21年度）

2015年、前述の「法と人間科学」共同研究の参加者有志で結成したグループが「第36回法と精神医療に関する国際学会（International Academy of Law and Mental Health: IALMH）」に参加し、「日本チームは、古いボトルに新しいワインを注ぐ」ように旧態依然とした刑事司法システムの中で治療的司法の新しい理念を具体化しようと試みている、として高い評価を得た。³⁴

2016年、国立研究開発法人科学技術振興機構・社会技術研究センターの戦略的創造研究推進事業に「多様化する嗜癖・嗜虐行動からの回復を支援するネットワークの構築」（代表・石塚伸一）が採択され、「アディクション・トランス・アドヴォカシー・ネットワーク（ATA-net）」（2016年10月～2019年9月）が発足した。2019年にはその成果が評価され、定着支援事業に採択され、2021年度まで事業を継続することになった。³⁵ これを受けて、龍谷大学では、2019年度に「ATA-net 研究センター」（2019～2021年度）が重点強化型研究推進事業に採択され、ATA-net の協働事業者として、成果の社会実装への協力体制が整備された。

6.5 文部科学省私立大学研究ブランディング事業（2016～20年度）

2016年、犯罪学研究センターがを立ち上げ、犯罪予防と対人支援の視点から、犯罪と非行をめぐる多様な「知」を融合する新たな犯罪学の創生事業を展開している。たしかに、前述のような紆余曲折はあったが、ブランディング事業は、確実に成果を上げている。

【国際的連携】2019年4月に龍谷大学とカーディフ大学（イギリス）が犯罪学に関する学術協定を締結し、EU推進の留学・学術交流プログラム「エラスムス・プラス」の助成を受けて教員・学生の交換派遣を実施した。2017から2019年度の実績についてみると、海外の研究者を招聘してのシンポジウム等は29件、研究員の受入れ4名、国際学会での報告は17件である。

【社会連携活動】京都府と龍谷大学間「犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する協定」（2019年3月）を締結し、「体験型薬物乱用防止学習（模擬裁判）」（2019～2020年度）などを実施した。寝屋川市から「犯罪認知件数減少に向けた施策提案」（2020年度）に関する研究を受託した。また、再犯防止推進法に関連して、複数の地方自治体から事業計画の策定等への協力要請に応えている（北海道、鹿児島県奄美市、奈良県、奈良市、愛知県、京都府など）。

【個人研究業績】2020年8月時点で、当センターには約70名（うち本学専任教員23名・博士研究員2名）の研究者と13名（PD4名、RA3名、業務委託1名、アルバイト3名、招聘研究員2名）が在籍している。³⁶

³⁴ この共同研究が契機となって、成城大学には治療的司法研究センター（<https://www.seijo.ac.jp/research/rctj/>（2021年1月15日参照））が開設され、「国際治療的司法学会（International Society for Therapeutic Jurisprudence : ISTJ）」（<https://intl.tj.com/>（2021年1月15日参照））の日本支部が新設された。

³⁵ JST/RISTEX の同事業については、下記のサイトを参照。 <https://www.jst.go.jp/ristex/pp/project/index.html>（2021年1月15日参照）

³⁶ 下記のサイトに研究スタッフ一覧が掲載されている。業績については、下記HPの個人名にResearchmapのリンクがある。<https://crimrc.ryukoku.ac.jp/outline/staff.html>（2021年1月15日参照）

〔若手研究の養成〕若手研究中心のチームが国際調査「ISRD-JAPAN プロジェクト」のプレ調査を実施している。センター採用の3名の博士研究員のほか、学術振興会の博士研究員を受け入れている。

〔外部資金獲得〕私立大学ブランディング事業（2016年～2019年年度）に約1億5152万円）、文部科学省科学研究費取得額（兼任研究員3名、博士研究員2名）は総額3029万円に及ぶ。

〔メディアへの情報発信〕2019年度の学内報道統計分析によれば、貢献度換算においてセンター関連の兼任研究員および博士研究員の貢献額は10億7531万円となった。

6.6 大学院教育等への波及効果

当センターの教育部門では、これまで本学の特別研究講座「矯正・保護課程」における教育実績を踏まえ、教育能力向上のため犯罪学リテラシー研修を開催した。また、トライアル授業として、「龍谷犯罪学〔英語授業〕Ryukoku Criminology in English ～Let's study the Criminal Justice System in the Secure and Safe Society～（安心・安全な日本の刑事司法制度について学んでみませんか?）」（全15回）を実施した。2019年度からは、正規科目、グローバル教育推進センター（Center for the Promotion of Global Education:R-Globe）のJEP-Kyoto（Japanese Experience Program in Kyoto）授業および法学部特別講義として上記の英語授業を開講し、後期からは矯正・保護課程の科目となった。³⁷

6.7 研究スペースと支援体制

〔研究スペース〕現在、深草キャンパスの紫光館³⁸および至心館³⁹に犯罪学共同研究スペースを確保している。これらを有機的に関連付けることにより、犯罪学の研究と教育に適合する環境を整備することができる。

〔資料・データベース〕矯正・保護総合センターには団藤重光文庫、正木ひろし文庫、カウフマン文庫、ヒッペル文庫、竹澤哲夫文庫、繁田實造文庫、巣鴨ブリズン資料などの所蔵資料がある。これらをデータベース化することで、保存・保管・公開の有機的連関を構築することが可能である。

〔研究支援体制〕私立大学研究ブランディング事業によって設置された龍谷大学犯罪学研究センターには、研究部門、教育部門および国際部門がある。研究部門は「犯罪と人間」「犯罪と社会」および「犯罪と科学」の領域に分かれており、それぞれには複数のユニットが配置されている。PD、RA、専任事務職員、業務委託、アルバイトなどのスタッフは、センターの運営、研究・教育支援、広報・情報発信活動、学会運営などの業務に習熟しており、国内学会、国際会議の運営などについても実績がある。

³⁷ なお、「龍谷犯罪学〔英語授業〕」では、当センターの客員研究員をはじめ国際的に活躍する研究者を積極的に起用し、グローバルな視点で日本独自の犯罪学教育を試みている。背景として、国内の18歳人口の減少を踏まえた今後の高等教育の方向性について、留学生（ダブル・ディグリー・プログラム）や社会人（リカレント教育）をもターゲットとした教育を検討する必要があると考えている。

³⁸ 紫光館には、情報データ、共同研究、事務・情報室ルーム、図書ルーム、大研究室、小教室、個人研究室など、プロジェクト室、研究・教育スペース（大法廷、中・小教室）などが配置されている。

³⁹ 至心館には、〔1階〕事務室、展示ホール、取調室、接見室、少年審判廷、小法廷、サイコ・ドラマルーム、社会調査、フリースペースなど、〔地下1階〕図書室、貴重図書室、会議室、研究室、作業室などが配置されている。

むすびに代えて～変革の契機～

日本における犯罪学退潮の原因は、犯罪学の共同研究の拠点が存在しないこと、そして、犯罪学に特化した学部・大学院が存在しないことにある。とりわけ、社会科学領域においては、大学院進学者が激減し、研究の発展と後継者の養成が停滞し、通常科学としての存続の危機に瀕している。

日本は、犯罪認知件数や刑務所人口が世界でも最も少ないグループに属している。この事実を単なる「神話」や「例外論 (exceptionalism)」にしてしまうのではなく、日本発の犯罪学は、刑事政策を裏付けるエビデンスを示し、科学的に検証することができれば、世界の犯罪学・刑事政策をリードする可能性もある。極東に位置する日本の国際都市・京都にアジアの犯罪学の拠点が形成されれば、これまでの欧米追従の志向から脱皮し、独創的・創造的な理論の構築も期待できる。

わたしたちは、誰もが人生で体験する“つまずき”からの“立ち直り”を支援する「人に優しい犯罪学」の創生をめざしている。街路で生起する犯罪だけでなく、ステイ・ホームで“孤立”する現代の「アクション (嗜癖・嗜虐行動)」にまで研究の対象を拡大し、「ウィズ & アフター・コロナ時代」の社会的要請に応えることのできる学融的・市民的・国際的学問領域を設定し、この領域における多様なアクションの研究と教育の体系を構築し、これを支える教学体制を創生することを目標としている。

2021年には、3月に第14回国連犯罪防止・刑事司法会議（京都コンGRES）が開催される。6月には龍谷大学において第12回アジア犯罪学会年次大会が開催される。2021年は、日本の犯罪学の知名度とプレステージを向上させ、新時代の犯罪学をセット・アップする絶好のチャンスである。⁴⁰

以上

2021年1月15日脱稿

⁴⁰ かつて公民権運動のリーダーであるM・L・キング (Martin Luther King, Jr.) 牧師は、「私には夢がある。(I Have a Dream.)」と言った。夢は語らなければ実現しない。そんな思いを込めて、本誌の創刊と発展を期して寄稿させていただいた。